

管理番号 No. _____

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： _____ 様

事業所： サンライフ居宅介護支援事業所

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (0561-73-3338) (月～金曜日 09:00～18:00)
担当 介護支援専門員 鈴木豊 / 管理責任者 鈴木豊
ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	サンライフ居宅介護支援事業所
所在地	愛知県日進市竹の山4丁目2212
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (日進市 第 2374900823 号)
サービスを提供する 実施地域※	日進市 東郷町 長久手市 みよし市 名古屋市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 1名以上 (2名兼務)

(3) 営業時間

月～金曜日 午前9時から午後6時まで
(土日曜・祝日・12月31日～1月3日は休業)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族ことどもらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的なながれ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料(ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出しますと、全額払戻を受けられる場合があります。(滞納保険料を支払えば払い戻しを受けられます。)

(居宅介護支援利用料)

利用料については、別表で定めます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。
実施地域を超えた地点から、1キロメートル当たり25円です。

(3) 解約料

お客様は契約を解約することができますが、1週間前に申し出てください。いっさい料金はかかりません。

5. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所の相談・苦情窓口
当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。
- (2) その他の窓口
当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。(別紙苦情窓口一覧)

6. 事故発生時の対応

- (1) 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていきます。
- (2) 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- (3) 当事業所は前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

7. 質の高いマネジメントの提供

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、複数の事業所から選んで頂けるよう説明すると共に、以下についても利用者に説明を行います。

- (1) 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の上位3位までの各サービスの割合
- (2) 前6ヶ月間に作成したケアプランに位置づけた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合

8. 契約等の終了について

- (1) 利用者は事業者に対して、文書等で申し出ることにより、この契約を解除することが出来ます。
- (2) 当事業所は次の各号に該当する場合、利用者に対して1ヶ月前までに文書で通知することにより、この契約を速やかに(1週間を持って)解約することが出来ます。
 - ① 利用者又は家族が、事業者や職員又は他の利用者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為(介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する)
 - ② 身体暴力行為(たたく・殴る等)
 - ③ 精神的暴力(大声を発する・怒鳴る等)並びにセクシャルハラスメント(必要もなく手や腕を触る。セクシャルな発言等のハラスメント行為を含む)を行い、その状態が改善されない場合。
 - ④ 正当な理由なく3ヶ月以上利用しない。
 - ⑤ 著しい介護拒否や契約を継続できない場合とその他必要と認められる場合。

(3)自動終了

- (1) 利用者が要介護認定の更新で、非該当(自立)・要支援1・要支援2と認定された場合、認定期間の終了を持って、この契約は終了とします。
- (2) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ・利用者が介護保険施設に入所した場合。
 - ・利用者が死亡した場合。
 - ・やむを得ない事情により当事業所を閉鎖する場合。

9. 第三者評価の実施の有無 なし

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立(非該当)または要支援となった場合の利用料について

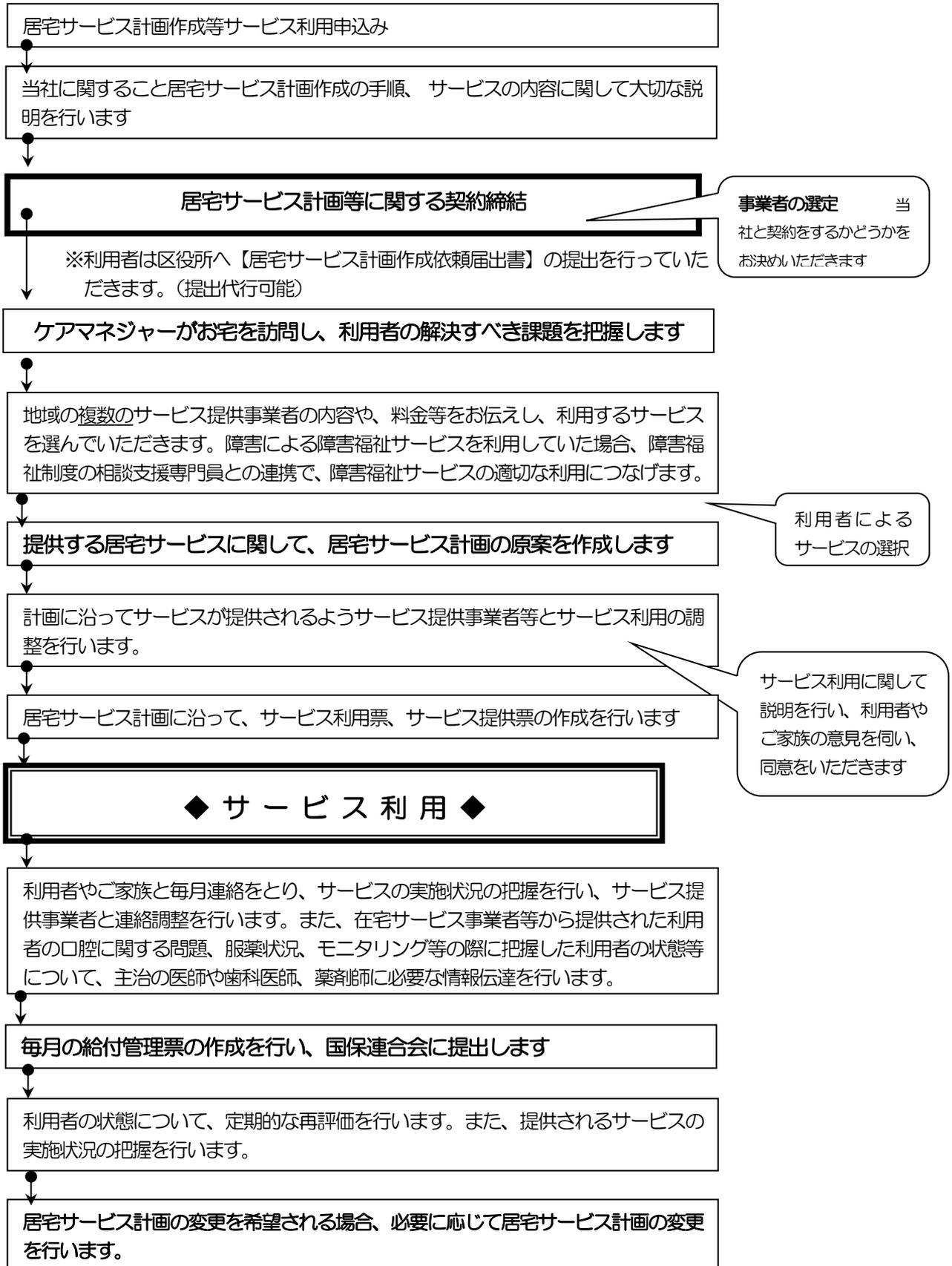
要介護認定等の結果、自立(非該当)又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立(非該当)又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(付属別紙2) サービス提供の標準的な流れ



令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 愛知県日進市竹の山4丁目2212

名称 **サンライフ居宅介護支援事業所**

管理者 鈴木 豊

説明者

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名

代理人

住所

氏名

苦情受付窓口一覧

サンライフ居宅介護支援事業所 日進市竹の山4丁目2212 担当者 鈴木豊	0561-73-3338
日進市役所 健康福祉部介護福祉課 日進市蟹甲町池下268番地	0561-73-1495
尾張福祉相談センター 名古屋市中区三の丸2-6-1 愛知県三の丸庁舎7階	052-961-7211
みよし市役所福祉部長寿介護課 みよし市三好町小坂50番地	0561-32-8009
豊田加茂福祉相談センター 豊田市錦町1-22-1	0565-33-0294
東郷町高齢者支援課 愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地	0561-56-0735
長久手市役所福祉部長寿課 長久手市岩作城の内60番地1	0561-56-0613
天白区役所 福祉課 介護保険係 名古屋市天白区島田二丁目201	052-803-1111
名東区役所 福祉課 介護保険係 名古屋市名東区上社二丁目50	052-778-3097
千種区役所 福祉課 介護保険係 名古屋市千種区覚王山通8-37	052-753-1828
東区役所 福祉課 介護保険係 名古屋市東区筒井一丁目7-74	052-934-1195
北区役所 福祉課 介護保険係	052-917-6523

名古屋市北区清水四丁目17-1

楠支所

北区楠2丁目974

052-901-2261

西区役所 福祉課 介護保険係

052-523-4519

名古屋市西区花の木2丁目18-1

山田支所

西区八筋町358-2

052-501-1311

中村区役所 福祉課 介護保険係

052-453-5420

名古屋市中村区竹橋町36-31

中区役所 福祉課 介護保険係

052-265-2324

名古屋市中区栄四丁目1-8

昭和区役所 福祉課 介護保険係

052-735-3914

名古屋市昭和区阿由知通3-19

瑞穂区役所 福祉課 介護保険係

052-852-9396

名古屋市瑞穂区瑞穂通3-32

熱田区役所 福祉課 介護保険係

052-683-9404

熱田区神宮三丁目1-15

中川区役所 福祉課 介護保険係

052-363-4417

名古屋市中川区高畑1丁目223

富田支所

中川区春田3丁目215

052-301-8141

港区役所 福祉課 介護保険係

052-654-9715

名古屋市港区港明一丁目12-20

南陽支所

港区春日野3丁目1801

052-301-8118

南区役所 福祉課 介護保険係

052-823-9415

名古屋市港区前浜通3-10

守山区役所 福祉課 介護保険係 052-796-4557

名古屋市守山区小幡一丁目3-1

志段味支所

守山区大字下志段味字横堤 1390-1

052-736-2000

緑区役所 福祉課 介護保険係 052-625-3964

名古屋市緑区青山2丁目15

徳重支所

緑区元徳重 1 丁目 401

052-875-2202

名古屋市役所

健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課 052-972-2591

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

愛知県庁 福祉局 高齢福祉課 052-951-6287

介護保険企画・審査グループ

名古屋市中区丸の内 3-1-2 愛位置県庁西庁舎

愛知県国民健康保険団体連合会 052-971-4166

介護福祉課 苦情相談室 介護福祉室

名古屋市東区泉 1-6-5 国保会館南館 7 階

(別表)

利用料については、厚生労働省の介護報酬改定の審議会報告に従い、次の通り定めます。

(ア) 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

要介護1・2 1,086 単位(11,316 円) 要介護3・4・5 1,411 単位(14,702 円)

(イ) 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合

要介護1・2 544 単位(5,668 円) 要介護3・4・5 704 単位(7,335 円)

(ウ) 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護1・2 326 単位(3,396 円) 要介護3・4・5 422 単位(4,397 円)

初回加算 300 単位(3,126円)

入院時情報連携加算 I 250単位(2,605円)

入院時情報連携加算 II 200単位(2,084円)

(※すべての告示上の単位数に単価10.42を乗じます。日進市は6級地です。)